

式 辞

本日ここに、多くの皆様のご参列を賜り、「津久井やまゆり園事件追悼式」を挙げるに当たり、神奈川県を代表いたしまして、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

昨年七月二十六日、あまりに突然の凶行により、十九名もの方々のかけがえのない尊い命が奪われました。

あの凄惨な事件から一年が経とうとしています。お亡くなりになった方々、そして、最愛の家族を失われたご遺族の皆様の無念のお気持ちを思いますと、今もなお、強い憤りと深い悲しみを禁じえません。ここに改めて、衷心より哀悼の意を捧げます。

この事件は、「障がい者はいなくなればいい」という間違った独善的な考えの下に引き起こされ、そのことが、事件の衝撃と悲しみをさらに強いものとなりました。

このような事件が二度と繰り返されてはならない。そして、この悲しみを大きな力に変えて、ともに生きる社会を実現していかなければならない。私たちは、そうした強い決意をもって、昨年十月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定いたしました。

以来、この憲章の理念を普及させるため、様々な取組みを積極的に進めています。今日から七月三十日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」では、「ともに生きる社会かながわ憲章」について

集中的な広報を行っていきます。

十九名の方々の尊い犠牲に報いるためにも、この事件を決して風化させてはなりません。今後とも、憲章の理念を繰り返し発信し、「ともに生きる社会」の実現に向けた共感の輪を県内外に広げてまいります。

現在、津久井やまゆり園の利用者の皆様は、芹が谷園舎などの仮移転先で生活をされています。園の再生については、様々な観点から検討が行われていますが、園を利用される方々が安心して生き生きと暮らすことのできる環境を整備することが何よりも重要であり、その実現は、施設設置者としての県の大きな責務です。

今後とも、すべての人のいのちを大切に、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた歩みを揺るぎなく進めるとともに、津久井やまゆり園の再生に向けて、全力で取り組むことを、ここに固くお誓い申し上げます。

結びに、この事件でお亡くなりになった十九名の方々の御^{みたま}霊の安らかならんことをお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様のご平安を心から祈念いたしまして式辞といたします。

平成二十九年七月二十四日

神奈川県知事 黒岩 祐治